

飯塚駐屯地業務隊仕様書		
件名	作成年月日	令和3年10月27日
蒸気煮炊がま撤去搬入据付作業 役務	作成部隊	飯塚駐屯地業務隊
	作成者	1等陸尉 中山 善裕

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊飯塚駐屯地業務隊補給科糧食班の食堂及び厨房における蒸気煮炊がま220L撤去搬入据付作業役務について規定する。

(2) 用語及び定義

ア 検査

検査とは、作業において法令などの規定、仕様書に基づき、契約担当官の補助者が行う検査をいう。

イ 監督官・検査官

会計法第29条の3第1項に掲げる契約担当官等の補助者として、調達品目等の監督又は検査を命ぜられた者をいう。

2 役務に関する要求

(1) 一般的要求事項

ア 本仕様書の規定に基づき、飯塚駐屯地厨房内に蒸気窯220Lを設置する。
この際、配管等の処置を含め実施するものとする。

イ 役務の作業内容

番号	工程名	作業内容
1	蒸気煮炊がまの搬入	厨房内に搬入
2	蒸気煮炊がまの設置	指定場所へ設置
3	配管等の取付け	蒸気煮炊がまと配管を接続
4	設置点検	窯の作動、配管接続状況の点検
5	使用済み蒸気煮炊がまの移動	官側が指定する場所へ移動
6	作業終了	

(2) 蒸気煮炊がまの設置場所

福岡県飯塚市津島282番地 陸上自衛隊飯塚駐屯地内厨房

(3) 作業実施時期等

作業は令和3年12月17日から同年12月24日の間の1日（細部日程は別途調整）で実施するものとする。

(4) 作業要領

蒸気煮炊がまの搬入、据付、配管、使用済み蒸気煮炊がまの官側指定場所（飯塚駐屯地内）への移動

(5) 安全管理

役務履行者は、作業の工程ごとに危険防止のための措置を講じ、安全管理を徹底するものとする。

3 履行状況の確認

機材の据付等については、官側の指定した監督官等の立会のもと実施するものとする。併せて作業工程結節時に作業写真を撮影するものとし、作業報告書及び該当作業写真を審査し、検査の合否の判定を行うものとする。

4 その他

- (1) 作業に際しては日時等事前に調整し、実施するものとする。
- (2) 作業に際しては安全に十分注意し実施すること。万が一、官側の施設等に損害を与えた場合は、速やかに報告するとともに、請負者の負担において速やかに修復等するものとする。
- (3) 異常を発見した場合は速やかに原因を究明し、状況を官側に報告しじ後の指示に従うものとする。

5 仕様書等に関する疑義

役務履行者は、仕様書等について疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出て、その指示を受けるものとし、役務の細部について疑義が生じた場合は、監督官等の指示を受けるものとする。